

平成23年 4月25日策定  
令和 6年 7月25日改正

## 公共工事の中間前払金制度への対応について

北杜市建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成23年4月1日以降に契約を締結する建設工事より中間前払金の支払を行うことができることとなりました。

### 1. 中間前払金制度とは

工事着工前の前払金（請負代金額の40%以内）とは別に、工期の半分以上経過した時点で要件を満たすことにより、前払金（請負代金額の20%以内）を追加して支払う制度です。

### 2. 対象工事

保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金額が1,000万円以上の建設工事

### 3. 認定要件

- (1) 契約締結時、別紙1において「中間前金払を適用する」選択していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (4) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するもの。

### 4. 認定手続き

- (1) 「中間前金払認定請求書（別紙様式2）」に「工事履行報告書（別紙様式1）」を添えて、工事担当課へ提出する。
- (2) 審査後、市が「中間前金払認定調書（別紙様式3）」を交付する。
- (3) 認定調書を添えて、保証事業会社に保証の申込みをする。
- (4) 「中間前払金請求書（別紙様式4）」に中間前払金に係る保証書を添えて、工事担当課へ提出する。
- (5) 市が中間前払金を支払う。

※認定要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて工事関係書類や現地の確認等を行う場合があります。